



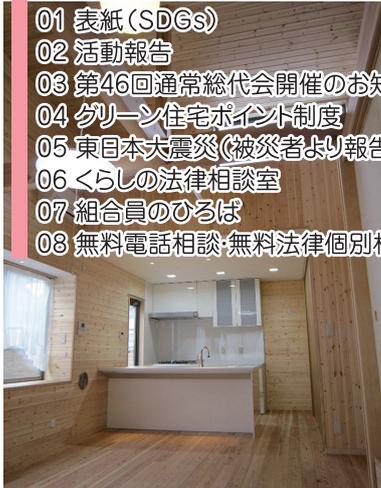
発行人／生活協同組合・消費者住宅センター  
理事長 藤井 篤  
〒164-0011 東京都中野区中央5-6-2 新中野ビル7F  
TEL 03-5340-0620(代表)  
FAX 03-5340-0621  
http://www.iecoop.jp  
E-mail:info@iecoop.jp



## 理念

1. 組合員自らが出資、利用、運営を通して協力協同し、運営に参加・参画する住宅生協であること。
2. 住と住環境すべてにわたり、心の通い合う、日常性のたかい住宅生協であること。
3. 高齢社会、環境問題に配慮し、国民の健康にして文化的生活の向上に資する住宅生協であること。
4. 協同組合間の協同をはじめ、各団体・組織との連帯・連携を重視する住宅生協であること。
5. 住宅生協をひろく宣伝し、社会と時代の要請に応え、明るいまちづくりをめざす住宅生協であること。

- 01 表紙(SDGs)
- 02 活動報告
- 03 第46回通常総代会開催のお知らせ
- 04 グリーン住宅ポイント制度
- 05 東日本大震災(被災者より報告)
- 06 暮らしの法律相談室
- 07 組合員のひろば
- 08 無料電話相談・無料法律個別相談会



人々は気候変動の深刻な影響を受けていますが、その中には天候、ハタンの変化、海面の上昇、異常気象の増加が含まれます。人間の活動に起因する温室効果ガスの排出は、気候変動を助長しながら、増大し続けています。排出量は現在、史上最高の水準に達しています。これに対策を講じなければ、地球の平均表面温度は21世紀中もさらに上昇を続け、上昇幅は今世紀中に摂氏3度を超えるものと見られます。世界には、これよりさらに大幅な温暖化が進む地域も出てくるでしょう。一番大きな影響を受けるのは、最貧層と最弱者層です。

各国がよりクリーンで強靱な経済を一気に達成できるような、手ごろで拡張可能な解決策は、すでに利用できる状態にあります。再生可能エネルギーその他、温室効果ガス排出量を削減し、適応への取り組みを本格化させる幅広い措置を採用する人々が増えていることで、変革は加速しています。

しかし、気候変動は国境を越えたグローバルな課題です。どこかで温室効果ガスの排出が増えれば、あらゆる場所の人々に影響が出ます。これは国際レベルで調整すべき解決策を必要とする問題であるため、開発途上国の低炭素



## 目標 13

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。

経済への移行を支援するための国際協力が重要となります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 目標(ターゲット)の主な内容

- すべての国で、気候変動による災害や自然災害への強靱性と適応力を強化する。
- 気候変動対策を、国の政策、戦略、計画に盛り込む。
- 気候変動に関する教育、啓発、人的能力、制度機能を改善する。

(国連広報センターの記事より抜粋)

## 第39回 中野区消費生活展2020～いのちとくらしを守る～ 11月4日・5日

エスディーゼース  
みんなで考えようSDGs

～未来を変えるのは、私たち中野区民!～

住宅生協は、主催：中野区消費者生活展実行委員会の委員として、中野区役所の1階ホールで開催された「中野区消費生活展2020～いのちとくらしを守る」に参加しました。当日は、SDGsの認知度を図る目的でシールアンケートを行い、多くの方が参加して頂きました。SDGsを知っている方と知らない方は、ほぼ同数でした。



### 私たちにできることは・・・

12

つくる責任  
つかう責任

#### 目標12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

⇒ 大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直そう。ごみを出さない生活、食品ロスや食べ残しをなくす。

13

気候変動に  
具体的な対策を

#### 目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急の対策をとる

⇒ 温室効果ガスの排出が地球温暖化を進め、気候変動を助長しています。感染症の発生は地球温暖化とも関係があります。日々の買い物、節電などでCO2を減らす生活をしよう。

14

海の豊かさを  
守ろう

#### 目標14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

⇒ 人間の出すごみ、排水、有害な化学物質などにこれ以上海を汚染させない。プラスチック製品に囲まれた生活を見直し、プラごみを減らそう。

15

陸の豊かさも  
守ろう

#### 目標15 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

⇒ 農林業を守り、環境と生態系保全するため、国産の農畜物をしっかり利用しよう。

## 東京の木でマイ箸づくり出前授業 —10月10日・2月4日

3年生  
世田谷区立世田谷中学校  
10月10日

15

陸の豊かさも  
守ろう

2月4日  
東大和市立第一小学校5年生

世田谷区在住の組合員（竹野様ご夫婦）と住宅生協の小野理事は、「東京の木でマイ箸づくり」を、世田谷区内の中学校の教科「日本語」の授業として、箸づくりと一緒に活動して来ました。

東京都内の小学校の「林業の授業」の一環として、鉛筆ほどの東京の多摩産材のヒノキの原木から、箸を削り出して「自分の（マイ箸）」を作り、楽しい出前授業を行って来ました。

## 第46回 通常総代会開催のお知らせ

第46回通常総代会を下記要項で開催いたします。

【開催日】 2021年6月26日(土) 午後2時～4時30分

【場 所】 中野サンプラザ7階 研修室10

### 総代選挙

生協・消費者住宅センター2021年総代の選挙について、定款ならびに総代選挙規約にもとづきお知らせします。



【総定数】 100人

【選挙区とその定数】 東部地区45人、北部地区30人、南部地区25人

【総代の任期】 2021年6月1日～2022年5月31日

【立候補資格】 2021年3月31日時点で組合員名簿に登録されている組合員であること。  
(但し、総代選挙規約第4条2項により当組合の理事及び監事は総代になることができません。)

【立候補の届出】 所定の届出用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員会事務局に提出します。  
用紙は事務局に備えてあります。

【届出受付期間】 2021年4月1日～5月21日

【当選の確定】 ・当選の確定は総代選挙管理委員会が行います。  
・立候補者が定数の範囲である場合は立候補者全員を当選者とします。  
・立候補者が定数を上回る時は選挙を行います。選挙方法は総代選挙管理委員会が定めます。  
・当選者にその結果を通知するとともに公告します。

☆なお、運営方法については、新型コロナウイルス感染症の状況をみて判断します。

一口メモ

▽「総代会」とは？

生協の意思を決定するための最高議決機関です。株式会社「株主総会」にあたり、組合員の代表となった「総代」が年に一度、事業計画や方針案、役員選任などについて審議し議決します。

▽「総代」とは？

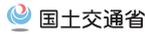
総代は、組合員の代表として「総代会」の議決に参加します。また可能な範囲で、方針通りに事業や運動が進捗しているか意見を述べたりします。

### 地区割



# 04 グリーン住宅ポイント制度

R3.2



併用可能です!

- 1 住宅ローン減税の控除期間が13年間
- 2 すまい給付金は最大50万円
- 3 贈与税非課税枠は最大1,500万円
- 4 新築最大40万円相当  
リフォーム最大30万円相当  
グリーン住宅ポイント制度を創設

詳細はHPまたはお問い合わせ先へ

## グリーン住宅ポイント制度の概要

### 1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

### 2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象

#### 住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネルギー等級4以上を満たす住宅)	30万Pt/戸	60万Pt/戸

\*特例の場合(以下のいずれかに該当)  
 ・東京圏から移住\*\*1するための住宅  
 ・多子世帯\*\*2が取得する住宅  
 ・三世帯同居仕様である住宅\*\*3  
 ・災害リスクが高い区域\*\*4から移住するための住宅

#### 既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
②東京圏から移住**1するための住宅	
③災害リスクが高い区域**4から移住するための住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

#### 住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合) 全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

- \*\*1 東京圏から移住:一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住  
 \*\*2 多子世帯:18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3 三世帯同居仕様である住宅:調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅  
 \*\*4 災害リスクが高い区域:土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)  
 \*\*5 若者世帯:40歳未満の世帯、 ※6 子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯

### 3 ポイントの交換対象商品等

- ・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品
- ・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事 ※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

## 【4つの支援策それぞれの要点】 それぞれのQRコードからHPへアクセス可能です

**1 住宅ローン減税の控除期間が13年間**

**対象者** 消費税率10%が適用される住宅の取得・リフォーム等に係る契約を一定の期間内に締結し、令和4年12月末までに入居した方

**詳細は**

**お問い合わせ先** 国土交通省住宅局住宅企画官付 ☎03-5253-8111(代表)

**2 すまい給付金は最大50万円**

**対象者** 消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和3年12月末まで(一定の期間内に契約を締結した方は令和4年12月末まで)に入居した方

**詳細は**

**お問い合わせ先** すまい給付金事務局 ☎0570-064-186 (ナビダイヤルは通話料がかかります)  
受付:9時~17時/土・日・夜急用/PHS一部のIP電話からは045-330-1904

**3 贈与税非課税枠は最大1,500万円**

**対象者** 住宅の取得・リフォームに係る契約を令和3年12月末までに締結し、令和3年12月末までに贈与を受けた方

**詳細は**

**お問い合わせ先** 国土交通省住宅局住宅企画官付 ☎03-5253-8111(代表)

**4 新築最大40万円相当・リフォーム最大30万円相当  
グリーン住宅ポイントを創設**

**対象者** 一定の住宅の新築(持家・賃貸)・リフォーム、既存住宅の購入に係る契約を令和2年12月15日から令和3年10月末までに締結した方

**詳細は**

**お問い合わせ先** グリーン住宅ポイント事務局 ☎0570-550-744 (ナビダイヤルは通話料がかかります)  
受付:9時~17時/土・日・夜急用/PHS一部のIP電話からは042-303-1414

詳細はHPまたはお問い合わせ先へ

いずれか必須  
任意

#### 住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数: **1戸あたり上限30万Pt**  
**【上限特例①】**若者・子育て世帯\*\*5\*\*6がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引上げ)  
**【上限特例②】**若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ

対象工事等	発行ポイント数	
	対象工事等	発行ポイント数
断熱改修	ガラス	0.2~0.7万Pt/枚
	内外窓	1.3~2万Pt/箇所
	ドア	2.4, 2.8万Pt/箇所
	外壁、屋根、天井又は床	5, 10万Pt/戸
エコ住宅設備	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器	1.6, 3.2万Pt/戸
	節水型トイレ	3.6万Pt/戸
	節湯水栓	2.4万Pt/台
耐震改修	節湯水栓	1.6万Pt/台
	節湯水栓	0.4万Pt/台
バリアフリー改修	耐震改修	15万Pt/戸
	手すり	0.5万Pt/戸
	段差解消	0.6万Pt/戸
	廊下幅等拡張	2.8万Pt/戸
	ホームエレベーター設置	15万Pt/戸
リフォーム瑕疵保険等への加入	衝撃緩和畳の設置	1.7万Pt/戸
	リフォーム瑕疵保険等への加入	0.7万Pt/契約

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍カウント  
 ※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外

今年は、東日本大震災より10年目であり、住宅生協が2013年より応援してきました宮城県石巻市佐利水産 代表 佐藤利弘さんよりお手紙及び写真を頂きましたのでご報告致します。



### 震災から十年を迎え

貴社並びに組合員の皆様方には、日頃より格別なるご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

未曾有の大震災より早十年、皆様からの温かいご支援や励ましのお言葉を胸に家族一同、力を合わせ一つひとつ乗り切ることが出来ました。しかしながら、まだ8割程度の復旧率となっており、今後も復旧と復興を目標に頑張っております。以前、皆様方には被災地の現状を見に来て頂いたこと、また貴社の四十周年記念式典にお招き頂き、皆様とお会いできたこと、とてもうれしく思います。

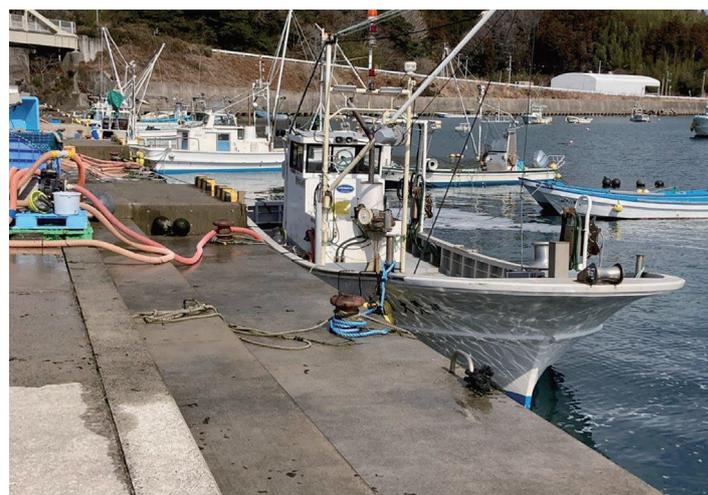
震災から7年目に自宅・作業場を高台に再建することが出来ました。仕事の効率も上がり、今後さらに品質の良いワカメや昆布等の海産物を作り続けていきますので、これまで同様ご愛顧いただきます様、宜しくお願いいたします。

十年の月日が流れ、当時の記憶が薄らいで来た時、二月十三日に震度6弱の揺れを感じ、あの日のことを思い出し身の引き締まる思いでした。また、現在新型コロナウイルスの感染が世界中に広がり、国内でも緊急事態宣言により外出自粛やテレワーク等々で皆様の不安を大きくさせていることと思います。一日も早いコロナ終息を願い、皆様とまたお会い出来る日を心より楽しみにしております。

佐利水産 代表 佐藤利弘



佐藤利弘さんのご家族



# 暮らしの法律相談室

生協・消費者住宅センターの顧問弁護士宮地理子先生に「暮らしの法律相談室」を担当して頂いています。素朴な疑問や困った問題など実際に対応した事案を紹介したいと思います。

A

先日、母が亡くなりました。父は10年前に他界していて、相続人は、私Xと弟Yの2名です。母の遺産は、時価3000万円の土地と、600万円の預金、300万円の生命保険（受取人は私X）です。

父が亡くなった後、母は急速に足腰が弱り、1人で暮らすのが難しくなりました。

私Xには夫と息子がいますが、家族皆で母と同居することになりました。母名義の土地にある古い家を取り壊し、夫が銀行から3000万円の融資を受けて、新しくバリアフリーの家を建てました。そういう経過で、母の土地と夫名義の新しい建物に、銀行が3000万円の抵当権をつけました。

これから、母の遺産の分割について、弟Yと話し合いをします。

私Xは土地を相続したいのですが、弟とどのように遺産を分割するのが良いでしょうか。また、遺産分割協議書は、どのように作れば良いでしょうか。

Q

遺産分割について、ご相談をいただきました。

相続人は、姉弟の2名ですので、法定相続分は2分の1となります。今回の相続で遺産分割の対象となるのは、土地と預金です。生命保険は、保険契約に従って受取人Xさんが取得することになります。

法定相続分のとおりに分割する場合、Xさんが3000万円の土地を取得すると、遺産総額3600万円の2分の1である1800万円を超えて取得することになります。

弟Yさんが600万円の預金を取得するとしても、Xさんから弟Yさんへ代償金1200万円を支払うことになります。

もちろん、弟Yさんが納得するならば、法定相続分と異なる内容で分割することも可能です。たとえば、Xさんが受け取る生命保険金300

万円を、Xさんから弟Yさんへ代償金として支払うことを提案してみはいかがでしょうか。Yさんが納得されるなら、遺産分割協議は成立します。

遺産分割協議書の作り方について、お話しします。

遺産分割協議書は、相続人全員が署名し、実印で押印（印鑑証明書を添付）して、相続人の人数分、今回であれば2通作成します。

被相続人であるお母様の氏名、お亡くなりになった日を明記し、遺産の内容が分かるように記載します。遺産について別紙の遺産目録として作成することが多く、遺産の種類ごとに内容が特定できるように記載します。たとえば、不動産の記載は登記簿謄本の記載をもとに記載し、預貯金は、金融機関名、口座種別、口座番号を明記します。

相続人間で代償金の支払いがある場合、これを記載します。後で新たな遺産を発見したり、負債があることが判明したりすることもあるので、相続人の誰が取得、処理するのか決めておくとういでしょう。

今回は、遺産として不動産があるので、相続登記をすることになります。

Xさん弟Yさんの間で遺産分割の内容について争いがなければ、登記手続を依頼する司法書士に遺産分割協議書を作成してもらっても一案です。

弟Yさんと遺産分割の内容について争いになり合意できないという場合は、弁護士にご相談ください。

## 宮地 理子 顧問弁護士

<略歴>

2008年

弁護士登録、第二東京弁護士会所属、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2010年11月～2014年4月

沖縄県石垣島にある八重山ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として赴任

2014年5月～2015年3月

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2014年6月～

生協・消費者住宅センター 顧問弁護士

2015年4月～

弁護士法人アルタイル法律事務所



弁護士法人 アルタイル法律事務所

建築 / 不動産・賃貸借 / 相続

その他様々な分野のご相談、ご依頼をお受けしております。

住所: 東京都新宿区四谷2-9 NK第7ビル6階

TEL: 03-6380-5613 (月)～(金)9:00～17:30

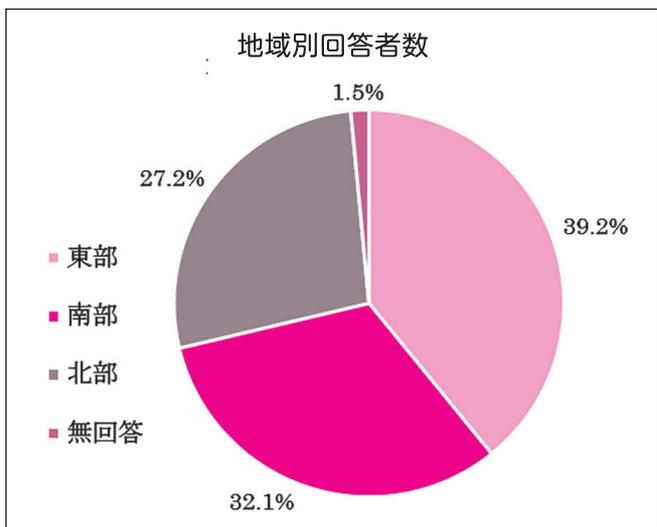
URL: <http://altair-law.com/>

# 「2020年度組合員アンケート」 お家の困ったことアンケート調査

## ① 地域別クロス集計

回答を寄せた組合員は、都内だけでなく神奈川や埼玉、千葉まで広がっています。地域別の分析をするにあたり、住宅生協の業務分類に合わせて、以下のように分類しました。

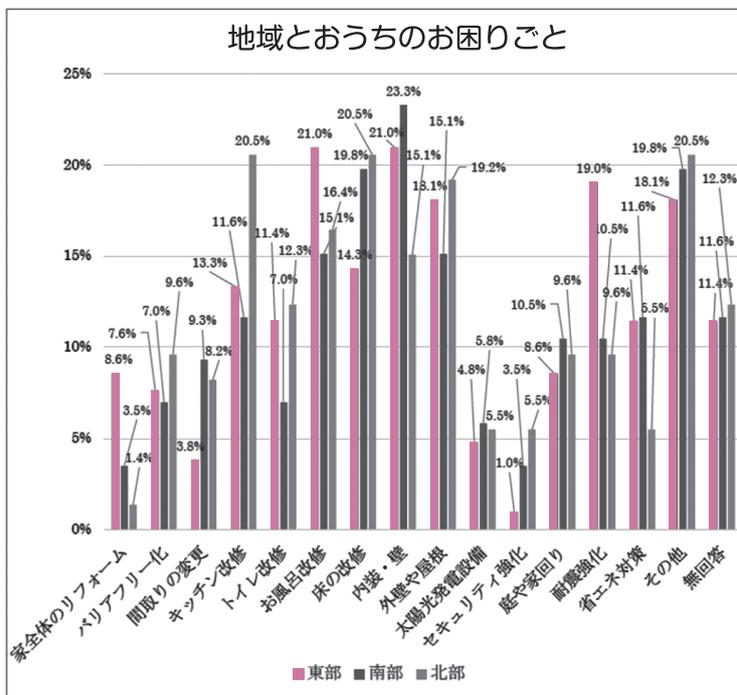
- 1、東部（世田谷区、杉並区、練馬区より東の地域）
  - 2、南部（調布市、府中市、日野市、八王子市より南の地域）
  - 3、北部（東部、南部以外の地域）
- 地域別回答者数と比率地域別の回答者は、東部が一番多く、続いて南部、北部の順です。



	東部	南部	北部	無回答	合計
実数(人)	105	86	73	4	268
割合(%)	39.2	32.1	27.2	1.5	100

## ② 地域とお家の困りごと

東部では、「家全体のリフォーム」や「お風呂改修」、「耐震強化」を考えている人の比率が高く、南部では、「間取りの変更」や「内装・壁」、「庭や家回り」の困りごとの比率が高く、北部では、「バリアフリー」や「キッチン改修」、「外壁や屋根」での困りごとが多くなっています。



## ③ 地域とコロナ下での不安・困りごと

東部では、「PCR 検査を受けられないこと」、「持病があり重症化するごこと」、「感染時の批判や差別」などへの不安の比率が高く、南部では、「通院や健康づくり」での比率が、北部では、「娯楽や旅行ができないこと」、「第2波による規制」、「経済や景気」に対する不安の比率が高くなっています。

## 住宅生協への要望・期待・感謝など

78歳の母親の健康老人の憩いなどあればと思います。  
生協の存在は大きいと思います。何かあったら相談してみようと信頼を寄せております。生活全体の出来事を気軽にアドバイスしていただけた場所があると思っています。

友達にも機会のあるたびに声掛けしています。これからも組合員と一体となってよろしくお願ひします。

安心して頼れると思っています。  
昨年妻の実家の板橋の家の売却では大関専務に大変お世話になりました。ありがとうございました。

何時も丁寧なお仕事してくださり助かっています。金額もかかるので年金生活となったら不安もあります。

毎日在宅なので明るい時間帯に自宅を外から見ることが多く外壁がキレイで塗装してもらってよかったですと感じています。

将来的にリフォームしたいのでその時は生協にお願いしたいと思っています。前回大変丁寧な仕事をしていただいたから。

毎年度黒字となり生協発展を祈る。  
今はコロナで難しいですが以前よりいろいろなセミナーやイベントしていたのでまたお願いしたいです。また今年6月に結婚して姓が変わりました。お便りの姓の変更をお願いいたします。また主人の部屋をいつか作りたいと思っています。

# CO-OP プレゼントキャンペーン

期間:  
2022年3月31日まで

## ★住まいの快適プレミアム

**110万円(税込)以上の  
工事依頼につき、プレゼント!**

- 襖張替え 4枚まで。
- 障子張替え 4枚まで。
- 網戸張替え 4枚まで。
- 台所換気扇クリーニング 1ヶ所。
- エアコンクリーニング 1台まで。

次の中から  
いずれか1点!

## ★工事特典

## 復興応援!

1回の工事契約額が44万円(税込)以上の方  
全員に、**4,000円相当の被災地復興  
(国内各地被災地等)商品**をプレゼント!  
(都合により商品が変更になる場合がございます)



《プレゼント条件》・対象期間は、工事完了2022年3月31日まで。  
(シロアリ防除工事等は、対象外です。)

## ★新規登録・ご紹介

新規加入組合員の方に、新規加入組合員をご紹介の方に、  
それぞれ **500円の「オリジナルQUOカード」**プレゼント!

住宅生協をご利用いただいてよかったことを、お知り合いやお友達にお話してください。生協は口コミにより信頼の輪が広がることが一番です。是非、一人でも多くの方をこの機会にご紹介ください。



## 無料電話相談

### ○住宅・リフォーム

(屋根の改修・外壁塗装・キッチン・浴室・  
その他等)の相談

火・木曜日(13時から16時)

### ○マンション管理・不動産売却・借地相談

水・土曜日(13時から16時)

## 無料個別相談

住宅・リフォーム・  
マンション管理・不動産売却

### ○完全予約制

会場/住宅生協新中野ビル 7階 会議室

## 無料法律個別相談会

- 5月26日(水) 15:00~15:30 1組
- 15:35~16:05 1組
- 16:10~16:40 1組

会場/住宅生協新中野ビル7階会議室  
相談員/住宅生協 理事長 弁護士 藤井 篤  
顧問弁護士 宮地 理子

※お申込みは電話による予約制とさせていただきます。  
些細な悩み(法律)でもご相談下さい。

### 会場案内図



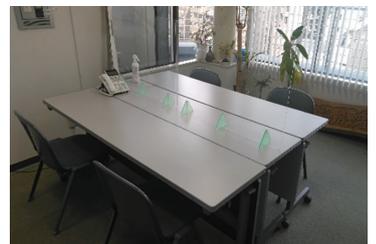
※駐車場はございませんので、お車のご来場はご遠慮下さい。



電話 0120-670-620

※なお、無料法律個別相談会に参加できる方は、住宅生協の組合員または、新規加入の組合員に限ります。

会場は、新型コロナウイルス感染対策として換気(2窓)・  
アクリル板・消毒液を設置しています。



## 住宅生協2021 春のアンケート回答キャンペーン

「住まいのお悩み」アンケートに答えてプレゼントをもらおう!

特典 QUOカードPay 500円分(50名様)

期間 2021年4月1日~4月30日23:59まで

- ①「住宅生協 公式LINEアカウント」にお友だち登録
- ②登録後、アンケート項目を受信
- ③「住宅生協 公式LINEアカウント」に回答を送信

応募方法



キャンペーン  
詳細はこちら



キャンペーン  
応募はこちら



## LINE 公式アカウント はじめました



皆さまに役立つ情報  
お得な情報!

住宅生協では新たにLINE公式アカウントの運用を開始しました。  
役に立つ情報、お得な情報を発信するとともに、様々なご相談も気軽に  
お問合せすることができます。